

平成24年3月29日

特定保健用食品部会員各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

特定保健用食品のTVコマーシャルおよび広告について

平素は当協会の事業に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、消費者庁食品表示課より「消費者委員会新開発食品調査部会（3月12日開催）における指摘事項について」別添のとおり事務連絡（3月26日付）がありましたのでお知らせいたします。

会員各位におかれましては、指摘事項を再確認のうえ、TVコマーシャルや広告等にあたっては、「当該食品を使用すれば、バランスの取れた食生活を考慮しなくてよい」旨を示唆するような表現を用いることのないよう、十分御留意願います。

事 務 連 絡
平成 2 4 年 3 月 2 6 日

公益財団法人
日本健康・栄養食品協会 御中

消費者庁食品表示課

消費者委員会新開発食品調査部会における指摘事項について

内閣府消費者委員会事務局参事官より、先に開催された新開発食品調査部会において、特定保健用食品の TV コマーシャル等に係る指摘事項が別紙のとおり示されましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴協会会員各社に周知方よろしく願いいたします。



府消委第70号

平成24年3月22日

消費者庁食品表示課長 殿

内閣府

消費者委員会事務局参事官

第8回消費者委員会新開発食品調査部会における
指摘事項について

平成24年3月12日に開催された第8回消費者委員会新開発食品調査部会
において、下記の指摘事項がございましたので、通知いたします。

記

1. 意見内容

別紙のとおり。

【問合せ】内閣府消費者委員会事務局

担当：森繁、中島、浅野

電話03-3507-9945



(別紙)

特定保健用食品（以下「特保」という。）の制度の趣旨にかんがみると、特保の表示許可を受けた食品は、バランスの取れた食生活を実現するために補助的に使用されるべきものであると考えられる。

しかしながら、特保の表示許可を受けた食品の中には、TVコマーシャルや広告などにおいて、あたかも「当該食品を使用すれば、バランスの取れた食生活を考慮しなくてよい」旨を示唆するような表現が用いられているものがある。

このようなTVコマーシャルや広告などは、審議を行った許可表示文言の趣旨を逸脱するものであるとともに、偏った食生活を助長するおそれがあり不適切であるため、改善が望まれる。